

## ひたちなか市教育委員会会議録

令和3年 第14回 ひたちなか市教育委員会 12月定例会 会議録					
令和3年12月24日(金)		開会 午後4時02分		閉会 午後4時43分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			根本 光恵	欠席
	学務課副参事兼保健給食室長			千葉 美恵子	出席
	学務課主任			米川 博之	出席
	青少年課長			川上 篤	出席
	青少年課長補佐			薄井 英里	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席
	○事務局員	総務課係長			二川 和久
総務課主事			山崎 佑太	出席	
1 議案審議等	報告第4号	ひたちなか市立小中学校等学区審議会の答申について【公開】			
	報告第5号	ひたちなか市社会教育委員の答申について【公開】			
	議案第40号	ひたちなか市教育行政点検評価委員の委嘱について【非公開】			
	議案第41号	ひたちなか市立の学校の学校薬剤師の委嘱について【非公開】			
	議案第42号	ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校の通学区域の変更について【公開】			
	議案第43号	ひたちなか市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則制定について【公開】			

令和3年第14回ひたちなか市  
教育委員会12月定例会会議録

開会 16:02

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

報告第4号 ひたちなか市立小中学校等学区審議会の答申について

議案第42号 ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校の通学区域の  
変更について

米川主任 本日、学務課長の根本が所用により不在となりますので、代理でご説明いたします。

まず初めに、報告第4号 ひたちなか市立小中学校等学区審議会の答申についてご説明いたします。ひたちなか市立の小学校の通学区域につきましては、10月4日に開催した教育委員会9月定例会においてご説明させていただき、10月25日付けで、資料3ページのとおりひたちなか市立小中学校等学区審議会に諮問しました。その後審議会において審議がなされ、11月26日に教育委員会に対して、資料2ページのとおり、諮問のあった当該地域を外野小学校の通学区域に変更することが望ましいとの答申をいただきました。また、答申を受けまして、議案第42号 ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校の通学区域の変更について議案を提出しておりますのでご説明申しあげます。資料3ページの地図中央の青色斜線部分が今回通学区域を変更しようとする区域になります。現在は赤線の学区境界線のとおり、当該区域は東石川小学校の通学区域であります。当該区域に居住する世帯につきましては、外野小学区内の一地域を基盤とする六ツ野自治会に属しております。そのため、当該世帯に居住する全児童が教育委員会の指定学校の変更の許可を受けて、外野小学校に就学している現状であることから、当該地域を外野小学校の通学区域に変更することについて、学区審議会に諮問し答申を受けまして、資料2ページのとおり、学区境界線を変更しようとするものです。説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

**【質疑、意見等】**

石川委員 以前私は外野小学校に勤務しておりました。学区的に難しく、東石川学区の児童が外野小学校に通学していたり、逆に外野小学区の児童が東石川

小学校に通学していたりと、学区境界線が無いような状況で、懸案事項だと思っていました。これで正常な学区改変が行われることをうれしく思います。

\*議案第42号 ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校の通学区区域の変更については、全員一致で可決されました。

#### 議案第43号 ひたちなか市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 議案第43号 ひたちなか市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。現在、小中義務教育学校の体育館やグラウンド等の学校体育施設につきましては、市民の体力づくりとスポーツ、レクリエーションの普及及び奨励を図ることを目的とし、放課後や土曜日、日曜日に団体に貸出しを行っています。貸出しの対象となる団体は、あらかじめ使用許可申請を行い、使用許可を受けた市内在住者や市内で勤務している者で構成する団体になります。この規則は、学校体育施設の貸出し、使用についての手続等を定めているものになります。新旧対象表をご覧ください。第4条では、使用する団体について規定しております。第4条第3項で、使用責任者の年齢要件を、これまでは20歳以上と定めておりました。今般、民法が改正され、令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられることに伴いまして、団体責任者の年齢要件を18歳に引き下げる改正を行おうとするものになります。第3条は、開放期間及び開放時間になります。現在夏季休業日などの長期休業日につきましても、月曜日から金曜日までは午後5時から午後9時までの使用としております。それを明確にするために条文を改正しようとするものになります。現在、日曜日と土曜日につきましては、午前6時から午後9時まで開放しているところですが、このことが明文化されておらず、長期休業日との色分けがこの規定からは受け取ることができないため、新しいものでは、日曜日及び土曜日と明確にしたところがございます。その他、使用許可や使用許可の変更の申請につきましても、実務と照らして改正を行おうとするものでございます。内容につきましては、第5条の波線部分になります。説明は以上になります。ご審議の程よろしく願いいたします。

#### 【質疑、意見等】

特になし

\*議案第43号 ひたちなか市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

## 報告第5号 ひたちなか市社会教育委員の答申について

青少年課長 報告第5号 ひたちなか市社会教育委員の答申についてご説明いたします。こちらは、令和2年7月29日付けで、ひたちなか市社会教育委員の会議議長宛てに、教育長から今後のコミュニティ・スクールと地域学校共同活動との推進の方向性について諮問がなされたところでございます。これを受けまして、社会教育委員の会議では、諮問をいただいて以降令和2年度から令和3年度までの2年間で10回の会議を開催いたしますとともに、視察、講話の受講ということで、各先生方からのお話を聞きながら答申案をまとめてまいりました。令和3年12月15日に社会教育委員の会議議長の儘田様、副議長の渋谷様、幹事の齋藤様が教育長室までお越しになり、本答申書を教育長に提出したところでございます。内容の詳細については、後程ご一読いただければと思いますが、内容の概要としては、「コミュニティ・スクール」と「地域学校共同活動」は、「地域とともにある学校」を目指すための中核となる施策であるので、「参加型から参画型への転換を」をキーワードにして全市を挙げて推進していくことを強く願いますといった内容でございます。ご承知のとおり、コミュニティ・スクール、学校運営協議会につきましては、今年度から全ての小中学校及び義務教育学校で展開をされておりますが、今後は学校運営協議会と両輪として地域学校共同活動を推進していく必要があるといった内容であります。推進の必要性や具体例なども答申書に書かれておりますので、後程ご一読いただければと思います。ここで一点だけご説明させていただきたいのは、コミュニティ・スクールと地域学校共同活動は大変理想的なスタイルのものでありますが、それぞれの地域や学校によって実情が異なると思います。そういった意味で、答申の7ページの5番で、長期と短期の目標を立てて長期的な組織と計画をとということが収められております。この2つの実践については、時間がかかります。短期間では困難であると思われるので、短期的、長期的の両方の計画が必要となります。どなたが異動になっても、どういう風が変わっていても、継続的な体制作りを進めていくことが必要だと述べてこの答申書が結ばれています。以上ご報告申し上げます。

### 【質疑、意見等】

朝日委員 先日、授業参観の後に、コミュニティ・スクールについての集まりを行い

ました。地域の方や教育委員会の方にも来ていただいてお話をしたのですが、1時間程ではなかなか話がまとまらず、長期的にいろいろな方に話をしなければならぬと自覚をしたところです。始まったばかりなので、1つ1つ目標を立てるということも、曖昧な感じでなかなか具体例が出てきません。いつも授業参観の後に集まっているのですが、もう少し集まる機会が多くなければ話がまとまっていかないと実感しました。どのように進めていったらいいのかは、学校や保護者、地域の方と多くの方とかわりながら進めていかなければならないと思いました。

青少年課長 理想に向かって一步一步現実を踏まえて進んでいかなければならないという大変な事業でございます。そういった意味では、地域学校共同活動に専門的に携わるコーディネーターのような方を育成していかなければならないと考えております。こちらについても答申に収めております。ただ、こちらにつきましても、時間のかかる話です。徐々にではあります。そういった形で少しずつ前に進んでいけたらと思っております。

教 育 長 この答申の中にあるように、学校評議員会が20数年前に立ち上がったときに、ゼロからのスタートだったため、非常にご苦労されながら、先を見て進んでいきました。ぜひ、このいいところを継続して学校運営協議会に活用して行ってほしいとの願いもあります。狙いは同じであると思っております。それをさらに充実させていった形が学校運営協議会であると捉えております。

朝日委員 今までは、学校にお願いするというような形が多かったと思っております。お願いするのであれば、これからはどうするのかということを含めてみんなで考えていこうといったところまで、先日の集まりでまとまったところです。

教 育 長 それはとても重要なことだと思います。

教 育 長 ここからの案件は、人事案件と内部協議の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定によりまして、会議を非公開にしたいと思っております。非公開にするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならぬとされていますので、この案件を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

教 育 長 全員賛成ですので、非公開とします。

\*議案第40号 ひたちなか市教育行政点検評価委員の委嘱について、議案第41号 ひたちなか市立の学校の学校薬剤師の委嘱についての2件は、全員一致で可決されました。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16 : 43